

営繕系工事における情報共有システム運用ガイドライン

令和6年4月
建築指導課
住宅課

当ガイドラインは、山口県土木建築部が所管する営繕系工事におけるASP方式の情報共有システム（以下、「システム」という。）の運用事項を定めたものである。

（目的）

システムの活用による受発注者または発注機関組織内のコミュニケーションの円滑化や、公共事業における生産性向上を目的とする。

（使用システム）

システムは、工事受注者が選定し、発注者の承諾を得て決定する。なお、山口県のインターネット作業環境である以下の（1）および（2）においても動作が保障されることを原則とする。

- （1）OS：Windows10 Pro
- （2）ブラウザ：Microsoft Edge

（システムの機能要件等）

- （1）国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」を満たしていること。
- （2）システム提供方法は、ASP方式とする。
- （3）システム使用に際して、システム利用者側に特別な補助プログラムが不要であること。
- （4）システム（サーバ等を含む）の不具合によりデータが消失等した場合は、システム提供者の責任において復元すること。

（工事帳票の様式）

システムで使用する工事帳票（主として「工事打合せ簿」、「工事履行報告書」）の様式は、山口県が定める営繕・工事請負様式であることを原則とする。

【参考】営繕・工事請負様式

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/eizengyousei/24142.html>

（システム利用料）

システム利用に係る費用（登録料および使用料）は契約変更の対象とする。

（利用者へのサポート体制）

システムの円滑な運用のため、システム提供者は、受発注者（利用者）からの操作等に関する問合せに対して、電話や電子メール等により対応できるサポート体制

を確保するものとする。また、システム利用者からの要請に応じて、操作説明を適宜実施するものとする。

(工事成果品)

受注者は、システムで収受された工事帳票（添付資料を含む）については、「工事完成図書の電子納品要領（平成 30 年 3 月 山口県土木建築部）」及び「電子納品に関する手引き【営繕系工事編】（令和 5 年 4 月 山口県土木建築部）」に基づき電子納品することを原則とする。受発注者間の合意により、紙で収受された工事帳票がある場合は、紙での納品を可能とする。なお、電子と紙での 2 重納品は原則行わないこととする。

(情報セキュリティ対策)

システム提供者は、システムの管理・運用にあたって、不正アクセスへの対応やコンピュータウイルス対策などの技術的対策、サーバ設置環境などの物理的対策、企業や組織としてのセキュリティ対応など、情報セキュリティ対策を十分に講じること。

(個人情報の取扱い)

システム提供者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざんまたは毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、システム登録されたデータについて知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(適用日)

令和 6 年 4 月 1 日以降入札公告又は指名通知する工事に適用する。